

平成23年第3回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成23年 6月 9日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 6月16日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君 2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君 4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君 6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君 8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君 10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君 12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君 14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君 会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君 税 務 住 民 課 長 田 畑 良 和 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君 建 設 課 長 松 田 幸 一 君

上下水道課長 東 博 明 君 病 院 老 健 事 務 局 長 小 林 一 雄 君

教育事務局長 中 西 元 君 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君 監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君 同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第30号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第 3. 議案第31号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第 4. 議案第32号 町税条例の一部改正について（討論・採決）

第 5. 議案第33号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 6. 議案第 34 号 町道の認定及び変更について（討論・採決）
- 第 7. 議案第 35 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 8. 議案第 36 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
（討論・採決）
- 第 9. 発議第 3 号 玉城町議会委員会条例の一部改正について（追加議案）
- 第 10. 請願第 2 号 「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める請願（追加議案）
- 第 11. 発議第 4 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）
- （午前 9 時 0 2 分 開会）

○議長（小林一則君）ただいまの出席議員数は 14 名で定足数に達しております。よって、平成 23 年第 3 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により議長において

4 番 北川 雅紀 君

5 番 鈴木 加奈子 さん

の 2 名を指名いたします。

○議長（小林一則君）日程第 2 議案第 30 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題とし これより討論・採決を行います。

まず反対討論の発言を許します。10 番 中瀬信之君

○10 番（中瀬信之君）それでは、町長並びに副町長の給料の改正に対する反対討論を申し上げます。今回、特別職の給与に関する特別職の条例改正の答申であります。特別職給与の引き下げについては、昨年の 6 月定例会で町長より、5%の削減の提案があり、議員総意のもと、議決されたところであります。現在の玉城町の特別職給与を県下自治体と比較しても大きく玉城町の給与が突出しているわけではなく、又、今回の答申の内容は現在支払われている給与額と答申された給与額の差がほとんどなく、只、額面を条例化するだけのことであります。町長自ら給与を今以上上げる考えがあるならば、現行の 5%削減を 10%削減とか、30%削減と、自らの意思で引き下げを訂正するべきであると考えます。よって自らの意思が反映されない今回の条例案に反対を致します。議員皆様のご理解をお願い致します。

○議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よって本案は原案の通り否決されました。

- 議長（小林一則君）次に 日程第3 議案第32号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。  
まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よって本案は原案の通り否決されました。

- 議長（小林一則君）次に 日程第4 議案第4号 町税条例の一部改正について、玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。  
まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第5 議案第33号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。  
まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第6 議案第34号 町道の認定及び変更についてを議題としこれより討論・採決を行います。  
まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長(小林一則君)次に、日程第7 議案第35号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第1号)乃至、日程第8 議案題36号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を一括議題と致します。

只今、一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木 市郎君

- 予算決算常任委員長(高木市郎君)議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第35号 平成23年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)ないし議案第36号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての委員会審査を去る 6月14日午前9時より、第4会議室において町長・副町長並びに教育長、また関係課長・関係室長及び関係課長補佐の出席と、議長同席のもとに、審査を実施致しました。

委員会審査は、13名の委員により慎重審査を行ないました。その審査内容については省略させて頂き、後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、審査結果の報告を致します。

はじめに、議案第35号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第1号)の審査をいたしました。その結果は、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成23年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましても、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果報告と致します。

- 議長(小林一則君)以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮り致します。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

- 議長(小林一則君)まず 議案第35号 平成23年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)

についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君)次に 議案第36号 平成23年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君)これより、追加議案の審査を行います。

日程第9 発議第3号 玉城町議会委員会条例の一部改正についてを議題と致します。

提出者 中野勇君より、提案理由の説明を求めます。2番 中野勇君

○2番(中野勇君)只今議題となりました玉城町議会委員会条例の一部改正についての提案説明をさせていただきます。

今期定例会で、議員定数を現行の14人から一人減らし13人に改正した事に伴い、常任委員会の委員定数を変更するものであります。総務産業常任委員会は、現行どおり7人とし、教育民生常任委員会を1人減らし6人とするものであります。

また、予算決算常任委員会におきましては、1人減らし12人と致すものであります。

議員各位のご理解を頂き、ご賛同賜りますよう宜しくお願い致します。以上です。

○議長(小林一則君)提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案に対する質疑、討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に日程 第10 請願 第2号「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加せず日本の農村漁業の再生」を求める請願を議題と致します。

紹介議員、鈴木 加奈子さんより、趣旨説明を求めます。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）請願をお預かりしましたので、請願者に代わりまして、文章を読み上げさせて頂くことで説明に替えさせて頂きたいと思っております。

「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める請願。

政府は、例外なしの関税撤廃を原則とするT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について、昨年11月9日、「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始」すると表明されました。

日本がT P Pに参加することになれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農産物輸入も完全自由化されることは避けられません。それによって、農水省の試算によっても、米の生産は9割減少、食料自給率は40%から14%へ低下、農林水産業及び関連産業で8兆4千億円の生産減、350万人の雇用が失われ、我が国の農林水産業や一次産業を主産業とする地域社会は壊滅的な打撃を受けることとなります。

これからの時代は、地球環境の保全と、食料の安全・安定供給の面からの食料自給率向上が切実に求められる時代であります。その観点からも、T P P参加はこの方向に全く逆行するものであり、国民の生命を守るという点でも重大問題だと考えます。

T P Pへの参加は外国人の看護師・介護士などの受け入れ、金融やサービス分野での外国企業への無秩序な開放なども迫られます。一部の輸出大企業の利益と引き替えに、国民の命やくらしを売り渡し、「国のかたち」を大きく変えてしまうものです。

以上のような理由から、本町議会は国に対して、日本の農林漁業と地域経済を壊滅させるT P Pには参加しないことを強く要望します。

意見書を政府関係機関に提出することを請願致します。

このT P Pにつきましても、三重県議会でも既に、反対の意思表示がされていると思っております。また、県内のほとんどの議会がもう既に決議を致しております。各全国的に農協J Aグループさんも今力を入れておられるところですが、それだけに留まらず各方面の方々からも、T P Pに参加しないようにという意思表示がなされています。医療の崩壊という問題では保険医協会の方からも提言が出されたりしております。宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

只今、説明のありました請願 第2号につきましては、会議規則第92条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中に審査をお願いしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

はい、どうぞ。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）すでに政府の方では、動き出しているという状況にありまして、非常に全国的に危機感をつのらせているところでございます。ですから、次の議会ということになりますと、これはもう9月議会ということになって参ります。できる限り、早い時期にこれは対応できるようにということで3月議会の前に議会運営委員会に持ち込みまして議会決議はできないかということでのお願いを致してきたところでございます。そういう経過を踏まえまして、この議会におきまして、採決を取って頂きますことを心からお願いをするところでございます。宜しくお願い致します。

○議長（小林一則君）只今、異議ありの発言がございました。このことにつきまして採決を致します。総務産業常任委員会に付託することに賛成に諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

「挙手多数」であります。よって、請願第2号は閉会中に審査する事に決しました。

次に 日程第11 発議第4号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から 申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

これを以って、平成23年 第3回 玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。

これに、「ご異議」ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成23年第3回玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり 町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）閉会にあたりご挨拶を申し上げます。今期定例会の中での議案に対して慎重にご審議を賜りました。頂きましたご意見につきまして、今後の町政運営に参考にさせて頂きたいとこんな風に考えています。なお、東日本の被災地に対しまして、今日か

ら保健師を派遣し更に急遽、県との協議の中で宮城県の多賀城市へ今後一月間、職員派遣をしたいとこのように考えておる次第でございます。併せて、玉城町の防災対策を始め、安心の町づくりに取組んで参りたいと思っておる次第でございますので、今後とも宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則君）定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日より6月定例会開会を致しまして、本日まで日程案のとおり、すべて慎重な審議のうちに本日ここに閉会の日を迎えさせて頂きました。これ一重に皆様方のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。間もなく梅雨も明けます。この夏は節電とまた、猛暑の夏と予報されてございます。どうか一層ご自愛いただきまして今後の豊かな玉城町づくりのために、また、町民に福祉向上のために一層のご尽力を賜りますことをご記念申し上げます。閉会の挨拶と致します。ご苦労さまでした。

（午前 9時25分 散会）